

政策 III-2-(1)-②

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	金融行政の透明性の向上に向けた情報発信
16年度重点施策	① 検査マニュアル、事務ガイドライン等の公表 ② 法令適用事前確認手続き（ノーアクションレター制度）に基づく照会への適切な対応
参考指標	① 検査マニュアル、事務ガイドライン及び監督指針の見直し時における公表状況 ② 回答状況（回答実績）

2. 政策の目標等

法定任務	円滑な金融等
基本目標	金融機関の企業活動が活発に行われていること
重点目標	自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われること

3. 政策の内容

金融機関の競争環境を整備するため、行政のアクションに対する予測可能性を高める観点から、金融行政の透明性の向上に向けた情報発信として、以下の諸施策を講ずることとしました。

- (1) 検査マニュアル、事務ガイドライン等の策定・改訂等を行った際には、金融庁のホームページ上に公表を行います。また、必要に応じパブリック・コメントを実施します。
- (2) 法令適用事前確認手続き（以下、「ノーアクションレター制度」）に基づく照会に迅速・的確に対応することにより、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を確立します。

4. 平成16事務年度における事務運営についての評価

- (1) 「金融検査に関する基本指針」及び「金融検査評価制度」等の策定・公表

検査の具体的実施手続等を明確化等した「金融検査に関する基本指針」の公表により、検査の透明性・予測可能性が向上したほか、円滑かつ効率的な検査の実施に向けて、金融機関の理解が深まることにつながったと考えています。更に、「金融検査評価制度」を公表したことにより、被検査金融機関の評価制度に係る予見可能性の向上に資すると考えています。

また、「金融検査に関する基本指針」については、金融機関からのヒアリングや

パブリック・コメントといった情報発信等を通じて広くご意見等を募集した結果、検査官、被検査金融機関双方にとって、より一層効率的・効果的な検査の実施に向けた指針となりました。更に、基本指針は、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けた取組みの促進に配慮して策定していることから、その公表は、金融機関の自己責任に基づく経営を促すことに資するものといえます。更に、「金融検査評価制度」の策定にあたっては、外部の有識者を加えた「評価制度研究会」を開催し、毎回の研究会の資料及び議事要旨を公表するとともに、「検査における評価制度について（案）」をパブリック・コメントに付すなどの情報発信等により、非常に透明性の高い制度設計が行われたと考えています。

(2) 監督指針、事務ガイドラインの策定・公表

監督指針、事務ガイドラインについても、策定、改訂等にあたってのパブリック・コメントや策定等の後のホームページ上での公表といった情報発信を行っており、これにより金融行政の透明性・予測可能性の向上が図られたものと考えています。

(3) ノーアクションレター制度の活用促進に向けた取組み

ノーアクションレター制度については、ノーアクションレター細則に則り、照会に対する的確な回答並びに迅速な照会内容及び回答内容の公表に努めたものの、16事務年度における回答実績は前事務年度より4件減少しました。

しかしながら、当庁は、制度の周知や利用者の要望を踏まえた具体的な対応を検討するためのアンケートを実施するなど、制度の活用促進に向けた積極的な取組みを行ってきており、こうした取組みがノーアクションレター制度の活性化、ひいては金融行政の透明性・予測可能性の向上に資するものと考えています。

(4) 業界団体との意見交換

業界団体との意見交換については、業態毎の率直な意見交換を通じて、行政対応や当局の考え方に対する業界の理解、また、当局による適時の業界実態の把握が図られたものと考えています。

5. 今後の課題

「金融検査に関する基本指針」及び「金融検査評価制度」はその円滑な実施にむけて、検査官及び被検査金融機関の双方に周知徹底していく必要があります。また、引き続き検査等についての基本的な事項は、公表するとともに、策定にあたってはパブリック・コメント等を適切に活用していく必要があります。

ノーアクションレター制度については、今後、更に金融分野における新商品・サービスの創出が活発に行われることが予想され、照会に対して引き続き適切に対応する

とともに、アンケート結果を踏まえて制度の活用促進に向けた具体的な対応を検討し、実施していく必要があります。

また、金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令違反等は、今後様々な形で行われるおそれがあります。したがって、今後とも、立入検査、報告の徴求等を的確に実施し実態把握に努め、法令違反等が確認された場合には、厳正な行政処分を行う必要があります。また、他方で、行政処分等において行った法令解釈の周知、行政処分に係る監督指針及び事務ガイドラインの整備及び周知によって、再発防止に努めることが求められます。更には、業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供について監督行政の充実を図っていく必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。